

内閣参質二一九第三六号

令和七年十一月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員福島みずほ君提出特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出特定利用空港・港湾が軍事目標となる可能性に関する質問に対する答弁書

一の前段、二及び三について

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）（平成十六年条約第十二号）第五十二条2において、「軍事目標は、物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であつてその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る」と規定されており、何と同条2に規定される「軍事目標」に当たるのかについては、実際に武力紛争が生じた場合において、その時点における状況下で判断する必要があるものである。したがって、お尋ねの「民間空港」及び「自衛隊が利用する特定利用空港・港湾」が「軍事目標」に当たるのかを一概にお答えすることは困難である。

一の中段及び後段について

政府として、お尋ねの「米国の見解」を有権的に解釈し得る立場にはないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。